

第1章

景観計画の策定にあたって

第1章 景観計画の策定にあたって

1. 1 背景

私たちの生活環境は、少子高齢化の進展等社会状況の進展により大きく変わろうとしています。これまでの都市の急速な発展に対応した効率性や機能性を重視したまちづくりから、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりへと舵をきる転換期をむかえています。こうした中、国は歴史や文化、風土等の地域の特性を重視し、美しい国づくりに向けて、平成16年6月に景観に関する基本法として「景観法」を制定しました。

魅力あるまちづくりに寄与する良好な景観形成に関する気風の高まりを受け、本市は、久留米市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町とともに、河川、田園、山々等の筑後の美しい景観を一体的に保全・形成していくため、平成21年5月に「筑後川流域景観テーマ協定」を締結しました。また、同協定の締結を受け、福岡県は筑後川流域の市町を対象として、平成22年10月1日に、景観法を活用した「筑後川流域景観計画」を策定しました。

更に本市は、より本市に特化した、主体的な景観行政を推進することを目的に、平成26年4月1日に景観法に基づく「景観行政団体」となりました。これまで以上に良好な景観形成に向けた取組に力を注いでいくことが求められる中で、本市独自の様々な景観の価値を再認識することに加え、それらを守り、育てるための方策を示すことを目的に、本計画を策定しました。

平成16年度	○本市を含む筑後地域の16市町村(当時)が筑後田園都市推進評議会を結成し、「筑後の景観を守り・育てるルールづくり」に取り組む
平成18年度	○筑後田園都市推進評議会が「筑後景観憲章」を制定 ○松崎地区を(街道集落)景観モデル地区に指定
平成19年度	○松崎景観憲章の制定
平成21年5月	○本市を含む筑後川流域の7市町(当時)を対象区域とした「筑後川流域景観テーマ協定」を締結
平成22年10月	○福岡県が筑後川流域の市町を対象とした「筑後川流域景観計画」を策定
平成26年4月	○景観行政団体となり、「小都市景観計画」の策定に着手

▲これまでの経緯

1. 2 景観形成とは

景観は、個々の敷地に建つ家や店舗等の建物、庭の花や樹木、店の横に出される屋外広告物等の「モノ」と、道路や公園等の公共施設、その背景に見える山々や付近を流れる川等の自然の全てが、「ひとつのまとまり」として見えることで、その地域固有のものとして形作られます。

つまり、景観形成とは、この景観を構成するひとつひとつの要素において、それぞれに質が高いこと(あるいは維持されること)、全体としてバランスが取れていること(調和していること)であり、その成果は「景観の美しさ」や「個性ある魅力」として生み出されるものです。

1. 3 景観形成の効果

良好な景観形成を進めていくことは、その景観を通して自分たちの住むまちの環境を見つめなおし、まちづくりに取り組むということです。景観形成によって、住民の地域に対する愛着や満足度の向上、地域の魅力や個性の創出、観光交流人口の増加、資産価値の向上等様々な側面への波及効果を生む可能性が高まります。

住民の地域に対する満足感（誇りや愛着）を高める

良好な景観が身近に形成されることにより、住民は地域の良さを再認識し、地域への誇りや愛着が生まれるきっかけとなります。更には、地域コミュニティのつながりが強化され、地域力の向上に結びついていくことも期待されます。

快適な生活環境を生み出す

人々は生活環境において水や緑による潤い、風情や趣き、賑わいや落ち着き等、「便利さ」だけでなく、「快適さ」や「心地よさ」のような個々で感じる豊かさも求めています。良好な景観形成はその「快適さ」を生み出す取組のひとつであり、暮らしの豊かさの実現につながります。

観光・交流人口の増加により地域の活力を生み出す

地域資源を生かした魅力や個性のある景観形成を進めていくことにより、地域内外の人々が交流する機会づくりにつながり、観光交流人口の増加や地域の活力創出による活性化が期待されます。また、地域の魅力ある景観が外部に発信されることによって、地域のブランドイメージを高めることにつながります。

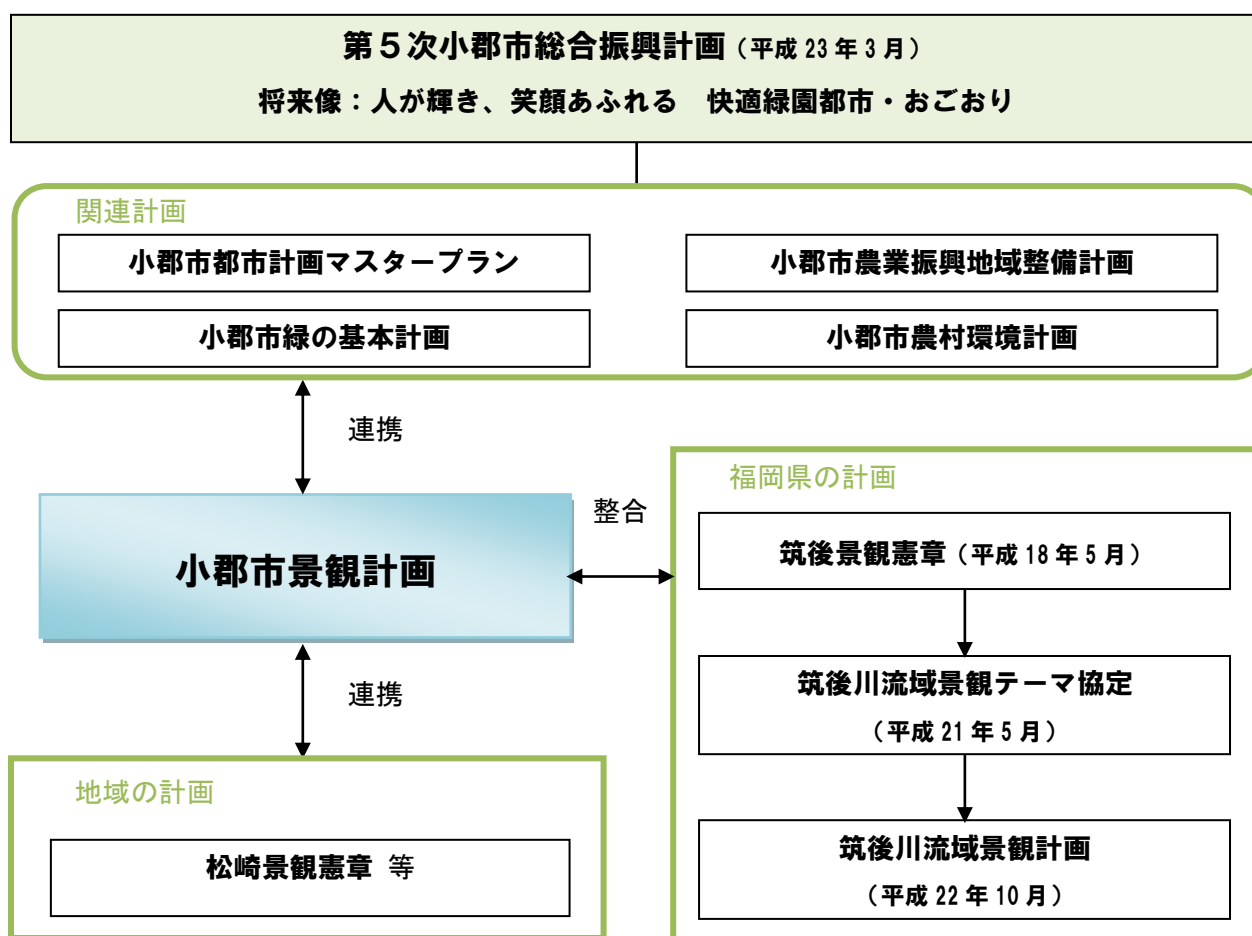
資産価値を向上させる

美しい街並みや自然が整えられた地域は、他の地域に比べて地価の下落が少ないという傾向が見られます。良好な景観形成に取り組むことは、単に来訪者の増加につながるだけでなく、地域の資産価値を向上させる可能性を高めることとなります。

1. 4 計画の目的と位置づけ

「小郡市景観計画」は、景観法に基づく事項を規定するとともに、本市の景観形成の基本的な方向性を示すマスタープランとしての役割を有しています。また、景観形成における市民や事業者、行政の役割を明確にし、良好な景観形成に向けた方策を示すことにより、地域固有の景観を生かしたまちづくりにつなげていくことを目的とします。

本計画は、「第5次小郡市総合振興計画」を上位計画とし、筑後川流域市町により締結された「筑後川流域景観テーマ協定」及び「筑後川流域景観計画」や、本市策定の関係する計画との整合を図り、その実現に向け連携していきます。また、地域が独自に取り組んできた松崎地区等での景観整備についても、それらの取組を踏まえて策定します。



▲計画の位置づけ

1. 5 計画の構成

「小郡市景観計画」は、景観形成の「目標」及び景観法で規定されている「区域」・「ルール（方針と基準）」を定めるとともに、景観形成の円滑な推進を行うための「仕組み」について定めることとします。

	第1章 景観計画の策定にあたって
	第2章 小郡市の概況と成り立ち
目 標 ・ 区 域	第3章 景観形成の目標及び景観計画区域 <ul style="list-style-type: none">1. 景観計画の目標2. 景観計画区域3. 景域区分4. 景観形成重点地区
	第4章 良好な景観形成に関する方針 ◆市全域の基本方針 ◆景域別の基本方針 <ul style="list-style-type: none">1. 景域別の景観特性2. 景域別の景観形成方針 ◆景観形成重点地区別の基本方針 <ul style="list-style-type: none">1. 地区別の景観特性2. 地区別の景観形成方針
ル ー ル （ 方 針 と 基 準 ）	第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ◆届出対象行為と届出の流れ <ul style="list-style-type: none">1. 景観誘導の基本的な考え方2. 届出の流れ3. 届出対象行為 ◆景観形成基準 <ul style="list-style-type: none">1. 景域別の景観形成基準2. 景観形成重点地区別の景観形成基準3. 沿道景観保全ゾーンの指定について
	第6章 景観重要建造物・樹木の指定方針 第7章 その他景観形成に必要な事項 <ul style="list-style-type: none">1. 屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する事項2. 景観重要公共施設の整備に関する事項
仕 組 み	第8章 協働による景観形成の仕組みと体制 <ul style="list-style-type: none">1. それぞれの主体の役割と連携2. 景観形成を推進する体制と仕組み3. 景観形成につながる活動の推進

▲計画の構成